

参考資料集



【参考①】 各種補助要件について (P1~2)

【参考②】 再エネメニューの契約等について (P3~4)

【参考③】 DRについて (P5~7)

【参考④】 2024年2月実施 説明会の概要 (P8)

【参考⑤】 よくあるご質問と回答 (P9~18)

※ 記載内容は、説明会実施時点のものです。国の制度改正や今後の検討状況等により変更が生じる場合があります



①-1.各種補助要件について（共通事項）

全体共通

【補助の条件】

- **2者以上からの見積り徴取**が必要(やむを得ず1者を選ぶ場合は「理由書」を提出)
- 国・仙台市の他の補助金との併用不可（宮城県の補助は併用可能。ただし、宮城県の補助額を差し引いた後に、本市の補助金額を計算）
- 設備の導入等に係る契約、工事着手・完了、申請手続きは同一年度内に行うこと
- 法定耐用年数内は、J-クレジット制度への登録不可
- 導入した設備は、**法定耐用年数**（太陽光パネル:17年、蓄電池(バッテリー):6年など）**を経過するまで使用する**こと。法定耐用年数を経過せずに譲渡などをする場合は、事前に市へ相談すること

【各種の報告等】

- 太陽光パネルの導入後、市が定める期日までに、**自家消費割合（発電した電気の使用割合）を報告**（本制度では、**自家消費割合30%以上が必須**）
- 設備導入後、**再エネ電力メニューに切り替え**（市から報告を求める）
- 国や仙台市の求めに応じ、導入した設備の使用状況やCO₂削減効果に関する情報（太陽光パネルの発電量や省エネ量など）の提供や事業に関するアンケートへの回答に協力

【補助対象外の例】

- 消費税・地方消費税
- 補助対象設備と関係のない工事（外壁の工事など）
- **既存設備の撤去・処分費**
- 設備に関するメーカー保証料、各種保険料
- 届出済事業者以外との契約に基づき設備を導入した場合（原則）
- 設備の設置が既に完了している場合
- 一度この補助金を活用して導入した設備について、再度同種の設備を導入する場合
- 実証中の設備や中古品

※ 詳細の補助要件は、7月中に公開予定の「補助金申請の手引き」を必ず確認してください。



①-2.各種補助要件について（設備ごと）

太陽光 パネル	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発電した電気のFIT制度による売電は不可 ■ 発電した電気の使用割合（自家消費率）30%以上 ■ 既に設置している太陽光パネルの交換や増設は可
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ■ 太陽光パネルで発電した電気を蓄電し、平時に充放電を繰り返すことを前提とする設備 ■ 停電時のみの非常用予備電源でないこと ■ 1kWh以上の蓄電池であること ■ メーカー保証及び試験性能の双方が10年以上であること ■ 太陽光パネルが既に設置されている場合は、蓄電池のみを導入することも可
H E M S	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平時に省エネ効果（設備の使用改善によるものを含む）が得られること ■ 各種家電の電気使用量の計量・分析等ができること
エコ キュート	<ul style="list-style-type: none"> ■ DRに参加する場合のみ補助対象 ■ 太陽光パネルで発電した電気を使用すること ■ すでに設置している給湯器（ガス給湯器、電気温水器、エコキュート等）と比較して、省CO₂効果があること
V2H	<ul style="list-style-type: none"> ■ DRに参加する場合のみ補助対象（2027年度より補助開始予定）
窓及び床・ 壁・天井の 断熱改修	<ul style="list-style-type: none"> ■ 専用住宅であること（店舗・事務所等との併用は不可） ■ 居間又は主たる居室（寝室は除く）を中心とした改修であること ■ 窓のみを改修する場合、住宅全ての窓を改修すること ■ 買取再販事業者による改修も補助対象（販売後、補助金相当額を購入者に還元すること） ■ 申請者が所有し、かつ常時居住すること（買取再販の場合は、販売後に購入者（当該住宅の所有者）が常時居住すること）

※ 太陽光パネルや蓄電池については、**発電量・充電量のデータを1年以上保存できるもの**を導入してください

※ 詳細の補助要件は、7月中に公開予定の「補助金申請の手引き」を必ず確認してください

②-1.再エネメニューの契約等について（概要）

概要

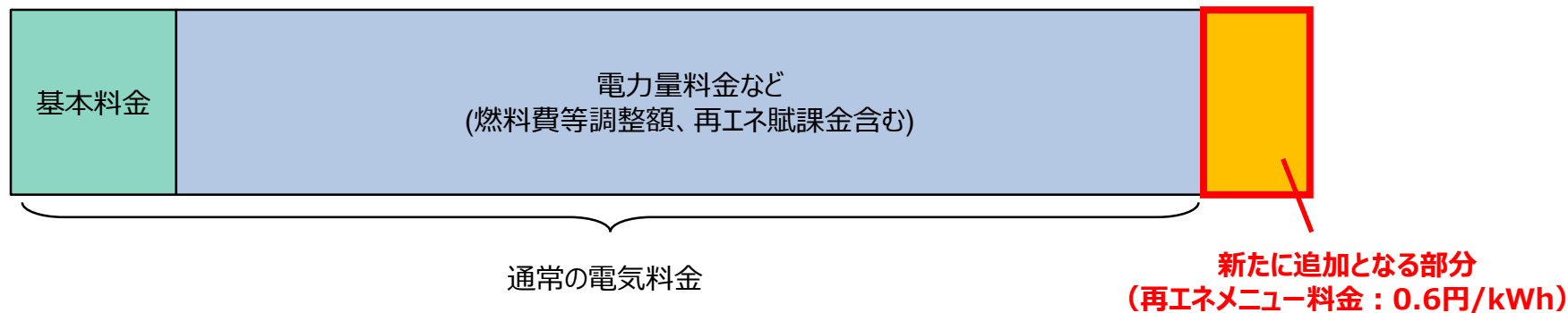
- 太陽光発電で足りない電気は、電力会社が提供する「再エネメニュー」で補います
- 補助金を活用して設備を導入した場合、**電力会社が提供する再エネメニューを契約する必要があります**
- 仙台市と東北電力が協力し、比較的安価な**対象地域限定の地産地消型「再エネメニュー（※）」**を創設します

※ 仙台市の清掃工場(ごみ処理施設)で発電する電気由来の再エネ価値を活用し、実質的な地産地消を実現するもの

※ 2030年度までは継続してご利用いただけます（2031年度以降の取り扱いは、今後改めてお知らせします）

料金体系

- 通常の電気料金のほか、電気の使用量に応じて、**1kWhごとに0.6円の再エネメニュー料金**がかかります
(通常の再エネメニュー料金は1.87円/kWh)



(注) 本ページは、市と東北電力が創設するメニューに関する案内です。東北電力以外の小売電気事業者が提供する再エネメニューの契約も可能です



②-2.再エネメニューの契約等について（手続き等）

条件

- 東北電力と電気の契約を結んでいること
- 対象の電気料金プランを契約していること
- 会員Webサービス「よりそうeねっと」に登録し、ご利用明細サービスを利用していること（無料）

※ 申込時点で満たしていない場合、東北電力より連絡することがあります

【対象の電力料金プラン】

よりそう+ eねっとバリュー、よりそう+ファミリーバリュー、よりそう+スマートタイム、よりそう+おひさまeバリュー、よりそう+ナイト&ホリデー、よりそうCスノー&ホーム、よりそうB季節別電灯、よりそうB動力プラン、よりそうB季時別電力、よりそうB総合高稼動

※ 現時点で以下のプランに契約している方も対象となります（新規受付は終了しています）

よりそう+ナイト8、よりそう+ナイト10、よりそう+ナイト12、よりそう+ナイトS、よりそう+シーズン&タイム、よりそう+サマーセーブ、時間帯別電灯A、時間帯別電灯B、時間帯別電灯S、ピークシフト季節別時間帯別電灯、季節別高負荷率電灯、低圧季節別時間帯別電、低圧季節別時間帯別電力、低圧高稼動契約

申込方法

- ① 補助金の交付決定通知書とともに「再エネメニュー切替意向確認書」と「東北電力再エネメニュー申込書」を市から送付
- ② 意向確認書と申込書に必要事項を記載し、工事完了後、実績報告書とともに杜の都脱炭素センターに提出
- ③ 書類の内容を東北電力が確認し、不備がない場合は申込完了となります

※ 提出された申込書や手続きなどに関して、東北電力から連絡させていただくことがあります

メニュー切替時期

設備を導入する年度の翌々年度の4月分から適用

（例：2024年度設備導入→2026年4月分から適用）

※ 適用開始月に、よりそうeねっとでメニューの利用が始まったことが「お知らせ」に掲載されます（登録アドレスへメールにもお知らせが届きます）

※ 市と東北電力で創設する再エネメニューについては、上記のとおり手続き等を行ってください。また、東北電力以外の小売電気事業の再エネメニューを契約する場合は、当該事業者にご手続き方法等をお問い合わせください。

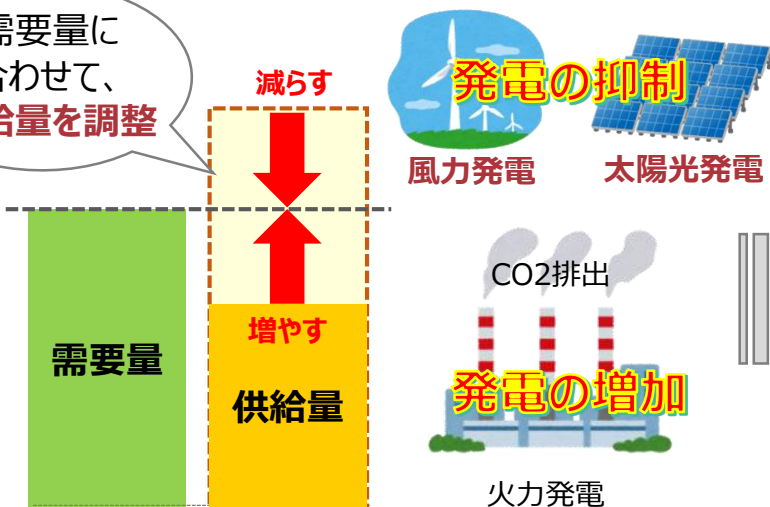
③-1 : DRについて (なぜDRが必要なの?)

基本的な 考え

- 電力全体の需給バランスが崩れると、大規模な停電を起こす危険性があります
→ 「**需要量と供給量を合わせる**」ことが重要
- これまでは、供給量の調整（太陽光発電の停止や火力発電量の増減）が中心でした
→ これからは、供給量に合わせて**需要量を調整し、再エネの最大限活用とCO₂排出量の低減を図ることが重要**です

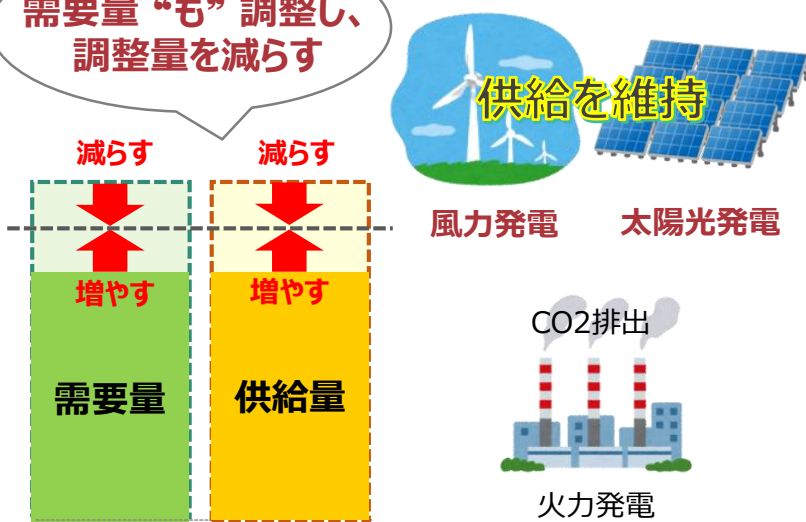
【これまで】

需要量に合わせて、
供給量を調整



【これから】

需要量 “も” 調整し、
調整量を減らす



再生可能
エネルギーの普及

課題

- ・電気が余る⇒ 太陽光発電等を停止⇒ **再エネ活用が不十分**
- ・電気が不足⇒ 火力発電で調整 ⇒ **CO₂の排出増加**

解決

- ・ **再エネの安定稼働**
- ・ **CO₂の排出抑制**

みなさまのご協力が脱炭素社会の実現につながります

各ご家庭は、電気の利用者（需要）であると同時に太陽光で発電（供給）する側となります
⇒ DRに取り組むことで、**社会全体の電力供給の安定化と、再生可能エネルギーの普及拡大**につながります



脱炭素先行地域

③-2 : DRについて (参加するメリット)

★ 電力の安定供給・脱炭素化に貢献！

需給バランスの調整により、地域電力の安定供給に貢献することができます

また、化石燃料による火力発電所の稼働の低減と再エネの最大限の活用につながり、エネルギーの脱炭素化に貢献できます

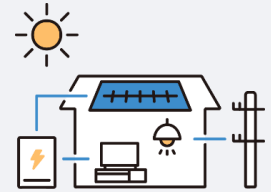


★ 太陽光で発電した電気を有効活用！

太陽光の発電量に合わせて機器をコントロールすることで、電力会社から購入する電気を削減できます。

(例) エコキュートをDR制御して太陽光を有効活用した場合・・・

⇒ 電気料金を年間約**3,000円**削減！※



★ 機器購入の際の補助金の上限なし！

脱炭素先行地域では、DRに参加いただくと、太陽光パネルや蓄電池等の補助金が上限なしで受けられます。

また、エコキュートやV2Hの導入についても補助が受けられます。



DRサービス対象機器は都の脱炭素センターのホームページでご確認ください。

★ 参加者には報酬を進呈！

DRに参加いただいた方には、東北電力の「よりそうeねっと」のポイントサービス「よりそうeポイント」を進呈！

たまったポイントは、ご当地商品や電子マネーなどと交換できます。

進展ポイント数などの詳細は別途お知らせいたします。



※：削減金額の算定条件は以下のとおり。

●太陽光発電出力は5.6kW, 再エネ賦課金は2024年度の+3.49円/kWh, 燃料調整費は0.00円/kWh。●余剰電力の買取価格は9円/kWh (卒FIT), 電気料金メニューは東北電力 よりそう+スマートタイムを適用。●価格は税込み。●エコキュートを年間60回程度DR制御したと想定。●あくまでもモデルに基づく試算であり, 効果を約束するものではありません。



脱炭素先行地域

③-3 : DRについて（制御対象機器メーカー等）

- DRに参加する場合、対応メーカーや型番が指定されますので、導入前に必ず確認してください
- 現在の対応メーカーは以下のとおりですが、今後対象メーカーを拡大していく予定です
対象機器は、杜の都脱炭素センターホームページ（URL: <http://sendai-zero-carbon.jp>）をご確認ください

太陽光パネル

⇒ メーカー・型番指定無し

（注）日本で流通している大半の太陽光パネルは対応可能ですが、一部海外メーカー製で連携できない場合があります

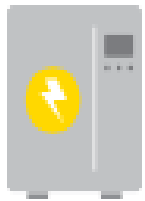
HEMS

⇒ メーカー・型番指定有り
（パナソニック製のみ）



エコキュート

メーカー・型番指定有り
（パナソニック製のみ）



蓄電池

メーカー・型番指定有り
（パナソニック または
NFブロッサムテクノロジーズ製のみ）

※ パワーコンディショナ（電気の直流/交流変換器）は、導入する蓄電池のメーカーによってメーカー等が指定されます。詳しくは、施工する事業者にご確認ください



④. 2024年2月実施 説明会の概要

- 日程・会場等：2024年2月2日,3日@寺岡市民センター第2・3研修室
- 内容：補助制度の概要について
- 参加者数：計146人 (人)

	2/2 (金)	2/3 (土)	合計
対面	20	24	44
オンライン	41	61	102
合計	61	85	146

- アンケート回答数：73件 (回答率50%)

<導入意向設備について>

- ・設備に関する回答件数：54件 未定 未回答：19件 (件)

設備	太陽光 パネル	蓄電池 (バッテリー)	HEMS	エコキュート	V2H	断熱 改修
件数	43	48	41	25	19	22
割合	58.9%	65.8%	56.2%	34.2%	26.0%	30.1%

<主な導入理由>

- ・外壁塗装、屋根改修が必要なので同時に行うことを考えているため
- ・災害時などの停電時にも電気を使えるようにするため
- ・電気代を安くしたいため
- ・卒FITを迎え、売電金額も安いことから、自分で使う方がお得なため
- ・せっかくの制度なのでDRに参加するため



⑤. よくあるご質問と回答

① 補助制度に関すること

Q1	補助金の実施期間は具体的にいつからいつまでなのか
A1	2024年8月1日から2029年3月までです ※ 各年度の補助申請期限は1月(=最終年度申請期限2029年1月)
Q2	予算の関係で、補助金が途中で終了することはないのか
A2	期間内に必要となる国の交付金を十分に確保していますので、補助金を途中で終了することは想定しておりません
Q3	DRに参加しなくても補助の対象となるのか
A3	DRに参加しない場合も補助の対象となりますが、一定の補助上限額があるほか、エコキュート及びV2Hは補助対象外となります
Q4	過去に設置したものについて、さかのぼって補助を受けることは可能か
A4	現時点で既に導入済みの設備については、補助の対象外です

Q5	太陽光パネル、蓄電池、HEMS、エコキュートの導入及び断熱改修のタイミングは、補助金の対象期間内であれば、同時でなくても、その都度補助金が交付されるのか
A5	<p>段階的に導入する場合も、その都度補助の対象となります。ただし、その都度、導入する設備の内容に応じた補助金プランの上限額が適用されます。また、下記のようなケースでは、累積の補助金交付額を踏まえた補助上限額を適用し、補助額を計算します。</p> <p>(例) 1年目に太陽光パネル(180万円)、2年目に蓄電池・HEMS(計270万円)を導入する場合 [1年目]適用プラン：太陽光パネルのみプラン 補助額：180万円×1/2=90万円 [2年目]適用プラン：太陽光パネル・蓄電池セットプラン 補助上限額：160万円(250万円(プランの補助上限額)－90万円(1年目補助額)=160万円) 補助額：160万円(270万円×2/3=180万円→補助上限額超過のため、補助額は160万円)</p>
Q6	耐用年数の期間は使い続ける必要があるとのことだが、引越し等の場合は補助の返還になるのか
A6	原則として設備ごとに定める耐用年数の間はお使いいただく必要があります。使い続けることのできなくなった事由や設置からの経過年数など、ケースごとの判断が必要になりますので、設備を処分する前に市へご相談ください
Q7	太陽光パネルのみを導入する場合も補助の対象になるという理解でよいか
A7	太陽光パネルのみ導入する場合も対象となりますが、補助率1/2、補助上限額100万円となります。太陽光パネルで発電した電気を可能な限りご自宅で消費していただくことが、本事業の目的のひとつですので、蓄電池（バッテリー）の導入もぜひご検討ください
Q8	太陽光パネルや蓄電池に伴うパワーコンディショナ（パワコン）も対象となるか
A8	太陽光パネルで発電した電気を使用したり、蓄電池に充電したりするためには、パワーコンディショナ（電気の直流/交流変換器）が必要となりますので、補助の対象となります

Q9	太陽光パネルを庭に設置した場合も補助の対象となるか
A9	住宅のある敷地内に設置し、住宅に電気を供給する場合は補助の対象となります
Q10	屋根ではなく、カーポートなどの場合も補助の対象となるか
A10	住宅のある敷地内に設置し、住宅に電気を供給する場合は、パネル部分は補助の対象となります。
Q11	太陽光パネルを設置する際の足場代は補助の対象になるか
A11	設置に必要な最低限の工事費は対象となります。ただし、外壁の塗り替え等の補助対象外の工事を同時に実施し、足場を共有する場合などは、足場代の一部が補助対象となります。この場合は、各工事の足場を使用する期間または各工事の金額（足場代以外）に応じて、足場代を按分した上で補助金を申請してください
Q12	13年前に太陽光パネルを導入済みだが、パネルを増設する場合も補助の交付対象になるか また、上記で太陽光パネル増設後、補助金の対象期間内において、13年前に導入したパネルの修繕・改修・交換が発生した場合のコストも補助の対象になるか
A12	パネルを増設する場合や既存のパネルを交換する場合も補助対象になりますが、既存のパネルの撤去・処分費用は補助対象外となります。また、既に設置済みのパネルに係る修繕・改修は補助の対象外です
Q13	補助金を活用して購入した太陽光パネルが故障したが、その修繕・改修は補助の対象となるか
A13	太陽光パネルに限らず、補助金を活用して購入した設備の設置後の故障等について、修繕等の費用は補助の対象外です。故障等が発生した場合は、設備の保証内容などを確認し、メーカーや設置事業者にご相談ください

Q14	太陽光パネルの撤去・廃棄費用はどの程度かかるのか
A14	パネルの枚数や設置場所、解体事業者等により異なるため、一律の金額をお示しすることは困難ですが、国の資料によると、廃棄する際の撤去工事費や運搬・処分費などとして、1kW当たり1万円程度を要するとされています（新たな太陽光パネルの設置や建物の解体など、他の工事と同時に撤去を行う場合）。太陽光パネルを取り外す工事のみを実施する場合には、足場費用等が別途必要となり、さらに費用がかかる可能性があります
Q15	FIT売電は不可との記載があるが、それ以外の売電は可能なのか
A15	電力会社との個別契約による売電は可能ですが、補助金の対象とするためには、年間の自家消費率（太陽光パネルで発電した電気の住宅における使用割合）を30%以上とする必要があります
Q16	既にエコキュートを設置しているが、新たなエコキュートに入れ替える場合も対象となるのか
A16	既に設置しているエコキュートと比較して省CO ₂ 効果の高い設備であれば、交換する場合も補助金の対象になります（既存のエコキュートの撤去・処分費用は補助対象外）。なお、エコキュートは、DRに参加する場合のみ補助の対象となります
Q17	既に太陽光パネルと蓄電池は設置しているが、断熱改修のみは補助対象とはならないのか
A17	断熱改修のみを実施する場合も補助の対象となります。ただし、窓のみ改修の場合、住宅全ての窓の改修が必要になるなどの条件があります。このため、改修の内容に応じては、国の「先進的窓リノベ事業」や「子育てエコホーム支援事業」などの活用もご検討ください
Q18	断熱改修は、屋根断熱や壁の断熱塗料なども対象になるか
A18	屋根断熱は、本事業においては「天井」断熱とみなし、補助対象となります。ただし、屋根の葺き替え、屋根や壁の断熱塗装、防水工事等の断熱材を用いない改修は補助対象外です

Q19	あくまで太陽光発電や蓄電池への補助がメインなのか。EVやプラグインハイブリッド車は補助対象にならないのか
A19	太陽光パネル、蓄電池（バッテリー）、HEMS、エコキュート、V2H（令和9年度から）及び断熱改修が補助金の対象となります。EVやプラグインハイブリッド車は補助対象外ですが、購入する際には、国の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（CEV補助金）がありますので、そちらの活用をご検討ください
Q20	LED照明は補助の対象としないのか
A20	住宅向けのLED照明は補助の対象外です
Q21	金融機関とローン契約を結んで設備を購入する場合は、補助の対象となるか
A21	補助の対象となります
Q22	設備を導入する場合はどのような保険に入るべきか
A22	<p>代表的な例は以下のとおりです。なお、各種保険への加入は任意ですが、固定資産となる太陽光パネルについては、火災保険を契約している保険会社に確認してください。また、現在加入している保険の補償範囲で対応可能かなど、必要に応じて保険内容の見直しについても保険会社にご相談ください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光パネル：火災保険(火災、水害、地震、機械的事故補償特約など)、 損害賠償保険(メンテナンス不足等による第三者への損害賠償対応) ・ 蓄電池：動産総合保険（火災・落雷など） ・ エコキュート：火災保険(機械的事故補償特約など)

② 申請手続き・相談先に関すること

Q23	申請書類はどこに提出すればよいのか
A23	<p>【杜の都脱炭素センターに提出するもの】 交付申請書（添付書類含む）、実施期報告書（添付書類含む）、再エネメニュー一切替意向確認書、東北電力再エネメニュー申込書（該当者のみ）</p> <p>郵送先：〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目8-25 NTT東日本仙台青葉通ビル 株式会社NTTネクシア東北センター内 杜の都脱炭素センター</p> <p>【仙台市に提出するもの】 事前着手届（添付書類含む・該当者のみ）、請求書</p> <p>郵送先：〒980-0802 仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町5F 仙台市環境局先行地域推進室</p>
Q24	工事期間の関係で、どうしても交付申請前に工事に着手する必要があるが、どうすればよいか
A24	原則として、交付決定前に契約・着手した工事に関しては補助対象としません。ただし、やむを得ない理由により事前着手届を市に提出した場合は、補助の対象とします。この場合、事前の着手は可能となりますが、交付決定を受けるまでは正式な補助金の適用は認められていない状態のため、ご注意ください
Q25	申請書類をそろえるのが大変なため、事業者申請手続きを代行してもらうことは可能か
A25	事業者が申請手続きを代行することは可能です

Q26	2者以上からの見積りが必要とのことだが、工事の効率性等を踏まえて自宅を施工したハウスメーカー等に依頼したい場合はどうすればよいか
A26	原則として、2者以上からの見積りが必要となりますが、住宅の状況等を熟知していて工事が効率的に実施できる場合などは、この限りではありません。その際は、交付申請書類とあわせて、2者以上の見積りによらない理由書を提出していただきます
Q27	詐欺対策は準備しているか。また、専用の連絡窓口は創設するか
A27	住民の皆さまからのご質問等に対応する「杜の都脱炭素センター」や市の連携窓口を設置するほか、本事業で設備を導入する事業者は、市に届け出るルールとするなど、住民の皆さまにご安心いただけるような制度としております
Q28	設備の導入に関しては、どこに相談すればよいのか
A28	日頃のメンテナンス等をお願いしているハウスメーカーなどにご相談ください。また、そのような相談先が無い場合は、市の連携窓口（運営：カメイ株式会社 宮城支店 電話：022-239-1118）や杜の都脱炭素センター（022-745-2030）にご相談いただけるほか、同センターのホームページ（URL： http://sendai-zero-carbon.jp ）で公表している「届出済事業者一覧」から、相談する事業者を選ぶことができます
Q29	設備の導入について相談している事業者が届出済事業者でない場合、どうすればよいか
A29	本事業では、届出済事業者でない事業者による設備の導入は、原則として補助の対象としません。このため、相談している事業者が杜の都脱炭素センターで公表している「届出済事業者一覧」に掲載されていない場合は、お手数ですが事業者から市に連絡していただくよう、お伝えください

③ 初期費用ゼロモデルに関すること

<p>Q30</p>	<p>初期費用ゼロなのか、負担が三分の一なのか、区別が分からない</p>
<p>A30</p>	<p>「初期費用ゼロモデル」では、太陽光パネルなどを事業者が設置するため、利用者（住人）は、初期費用の負担なく、太陽光パネルで発電した電気を使用し、電気料金や設備料金などを「サービス料」として事業者に支払います</p> <p>今回の補助制度では、市から設置事業者へ設備費等の最大2/3を補助することで、利用者（住人）が支払う毎月のサービス料が低減されます</p>
<p>Q31</p>	<p>初期費用ゼロモデルのサービス期間中に、機器自体の不具合などで破損した場合、事業者が対応するのか</p>
<p>A31</p>	<p>事業者が交換等の対応を行います</p>

④ CO₂実質ゼロの再エネ電力メニューに関すること

Q32	東北電力と仙台市で創設するCO ₂ 実質ゼロの電力メニューについて、価格はどの程度か
A32	CO ₂ 実質ゼロの電力メニューとして、通常の電気料金にプラスされる料金は0.6円/kWhです（例：通常料金が35円/kWhの場合、CO ₂ 実質ゼロの電力メニューへの切り替えにより、35.6円/kWhとなります）
Q33	CO ₂ 実質ゼロの電力メニューについて、いつまで契約を続ける必要があるのか
A33	少なくとも2030年度（2031年3月）までは契約を続けていただく必要があります 2031年度以降の取扱いについては、今後検討のうえ、事業期間終了前にお知らせします
Q34	CO ₂ 実質ゼロの電気料金メニューは安価にする予定とのことだが、これは紫山3丁目・4丁目だけのプランなのか。また、5年過ぎてもずっと安価なメニューを利用できるのか
A34	本市と東北電力が創設する電力メニューは、紫山3丁目・4丁目をはじめとする本市の「脱炭素先行地域」の対象地域にある住宅・ビル限定のプランです。また、少なくとも2030年度まで契約を継続していただく必要があり、その期間内は0.6円/kWhとなります
Q35	補助金を活用していない場合であっても、CO ₂ 実質ゼロの電気料金メニューに切り替える必要があるのか
A35	脱炭素先行地域は、対象地域内の電力消費に伴うCO ₂ 排出を実質ゼロとするものであることから、補助金を活用していない方にも切り替えをお願いすることになります。補助金を活用しない方には、上手な省エネ・節電の方法をお知らせするなどにより、なるべく再エネメニューへの切り替えによる負担が大きくなるよう取り組んでまいります

⑤ DR（デマンドレスポンス）に関すること

Q36	DRに参加する場合に必要な設備は何か
A36	制御の方法により若干異なりますが、太陽光パネル、蓄電池（バッテリー）、HEMS、エコキュート（設置する場合のみ）が必要です。なお、設備は、DRで遠隔制御が可能なメーカー・型番である必要があります。対象メーカー等は、杜の都脱炭素センターのホームページ（URL： http://sendai-zeroarbon.jp ）でご確認ください
Q37	DRに参加する場合は、新たにインターネット環境を用意する必要があるのか
A37	ご自宅にインターネット環境がある場合は、そちらを使用いただくこととなります。インターネット環境が無い場合は整備していただく必要があります
Q38	現在、オール電化であるが、DRに参加し遠隔でコントロールされることで、電気の供給が制限されることがあるのか
A38	DRは、太陽光パネルで発電した電気を最大限活用するため、蓄電池（バッテリー）やエコキュートなどを遠隔制御するものです。DRに参加することで、ご自宅が必要となる電気の供給が制限されることはありません
Q39	DRに参加すると、どのようなことに協力しなければならないのか
A39	制御に関して、お住まいの皆さまが日常的に行うようなことは、基本的にはありません。制御の結果に関するデータの提供やアンケート等への回答にご協力いただくことがあります